

茨木市立障害者生活支援センターともしび園日帰りショートステイ事業運営要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市が設置し、茨木市が指定した指定管理者が管理する茨木市立障害者生活支援センターともしび園（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条5項に規定する地域生活支援事業の日帰りショートステイ事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、当該事業の円滑な運営管理を図るとともに、法第4条第1項に規定する障害者（以下「障害者」という。）及びその保護者、家族、法定代理人等（以下「保護者等」という。）の意思及び人格を尊重し、障害者及び保護者等の立場に立った適切なサービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2 事業所は、障害者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、日中における活動の場所を提供し、見守り及び日常生活において必要な支援を行うものとする。
- 2 事業所は、事業の実施に当たり、障害者及び保護者等が必要とするときに必要なサービスの提供ができるよう努めるものとする。
 - 3 事業所は、事業の実施に当たり、地域との結びつきを重視し、茨木市、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 前3項に規定するもののほか、法及び茨木市日帰りショートステイ事業実施要綱（平成18年10月30日実施）その他関係法令等を順守し、事業を実施するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第3 事業所は、障害者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 茨木市立障害者支援センター ともしび園

(2) 所在地 茨木市西穂積町8番2号

(職員の職種、員数及び職種の内容)

第5 事業所における職員の職種、員数及び職種の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人 (常勤職員)

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関し、事業所の職員に対し関係法令等を順守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 生活支援員 3人 (常勤職員1人以上)

生活支援員は、適切なサービスの提供に当たるとともに、事業の実施状況及び目標の達成状況の記録を行うほか、障害者又は保護者等からの相談、苦情処理に関する事務を行う。

(3) 事務職員 1人 (常勤職員)

必要な事務を行う。

(開所日及び開所時間)

第6 事業所の開所日及びサービスの提供日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、茨木市立障害者生活支援センター条例施行規則 (平成24年茨木市規則第46号) 第8条第2号及び第3号に掲げる休業日を除く。

2 事業所の開所時間は、午前9時から午後8時30分までとし、サービスの提供時間は、午後3時30分から午後7時15分までとする。

(サービスを提供する対象者)

第7 事業所においてサービスを提供する対象者 (以下「利用者」いう。) は、茨木市に居住する障害者であって、地域生活支援事業の日帰りショートステイの支給決定を受けた者とする。

(利用定員)

第8 事業所の利用者の定員は、1日当たり5人とする。

(事業の内容)

第9 事業所で行う事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 見守り及び活動への支援

(2) 日常生活において必要な介護

ア 排泄の介護

イ 食事の介護

ウ その他必要な身体の介護

(3) 夕食の手配

(4) サービスの利用に係る送迎

(利用者から受領する費用の額等)

第 10 事業所は、サービスを提供した際は、利用者又は保護者等から当該サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者又は保護者等に負担させることが適当と認められる費用については、その実費を徴収するものとする。

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は保護者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者又は保護者等の同意を得るものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者又は保護者等に対し交付するものとする。

(緊急時における対応方法)

第 11 事業所は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医へ連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

2 事業所は、主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関へ連絡する等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第 12 事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第 13 事業所は、提供したサービスに関する利用者及び保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、その提供したサービスに関し、法第 10 条第 1 項の規定により茨木市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又は保護者等からの苦情に関して茨木市が行う調査に協力するとともに、茨木市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が、同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにて

きる限り協力するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14 事業所は、職員の資質の向上のために次の研修を受講する機会を確保するとともに、業務の執行体制について検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後2か月以内

(2) 継続研修 年3回以上

2 職員は、その業務上知り得た利用者及び保護者等の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者及び保護者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及び保護者等の同意を得るものとする。

4 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

5 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

(その他)

第15 この要綱に定めるもののほか、事業所について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。